

○出席委員（7人）

林 健 太 委 員 長

梅田宏希副委員長

林 丸 美 委 員 大 西 洋 紀 委 員

千住啓介委員

三 好 宏 委 員 佐 々 木 敏 委 員

○欠席委員

な し

○議事

- (1) 現状の確認について…………… 3
- (2) 追加資料の提供について…………… 4
- (3) 記録提出要求について…………… 5
- (4) 証人出頭要求について…………… 6

○林健太委員長 ただいまから、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を開会いたします。

本委員会は、4月7日の本会議において、泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項、及び市税情報の不適正な取扱い及び管理に関する事項について調査を行うため、地方自治法第100条の規定により設置されました。

本日は、設置後初めての委員会となりますので、議事に先立ち、正副委員長よりごあいさつをさせていただきます。

本委員会、委員長を務めます、林健太でございます。

○梅田宏希副委員長 副委員長の梅田宏希でございます。よろしくお願いいたします。

○林健太委員長 特別委員会の開会にあたり、正副委員長を代表して私から一言ごあいさつをさせていただきます。

まずはじめに、行政側は、市民の皆様との信頼関係を構築するうえでは、言うまでもなく、法令遵守が大前提であり、そこに一点でも曇りがあれば、市民の皆様のご協力のもと行われている行政運営に支障が出ることは、明らかでございます。これは、本市においていかなる政策が成功を収めようとも、誰からどれだけ褒められようとも、決して許されることのない一線であり、行政が行政であらんとするための命綱です。ましてや、税情報の取扱いは、この法令遵守が徹底されなければならない最たるものです。

当委員会は、本市における地方税法上の守秘義務を調査するため、市制施行後100年を超える本市の歴史上初めて開かれる、地方自治法第100条の規定により設置された特別委員会です。今回の調査事項として挙げられております、泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項、及び市税情報の不適正な取扱い及び管理に関する事項について、疑義や不明瞭な点を明確にし、そこに問題があるならば、早期に是正、再発防止策を講じることで健全な行政運営を行う必要があります。慎重に、そして丁寧に事実を明らかにいたしたいと考えております。委員の皆様、そして関係する全ての方々のご協力を賜りますようお願い申し上げます。委員長あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、委員の自己紹介をお願いいたします。林丸美委員より順にお願いいたします。

○林丸美委員 明石かがやきネットの林丸美です。よろしくお願いいたします。

- 大西洋紀委員 未来明石の大西洋紀です。よろしくお願いします。
- 千住啓介委員 自民党真誠会の千住啓介です。
- 三好宏委員 自民党真誠会の三好でございます。よろしくお願いいたします。
- 佐々木敏委員 公明党の佐々木でございます。よろしくお願いします。
- 林健太委員長 それでは、議事に入ります。

まず始めに、今回の調査を行うにあたり、現時点で明らかになっている事実について、確認をしておきたいと思えます。委員各位におかれましては、タブレットの「ツイッターへの税情報投稿に関する事実関係」についての資料をご参照ください。

令和4年2月12日、泉市長が自身のツイッターに市内企業の2014年度から2021年度までの8期分の課税額について、均等割と法人税割及びこれらの合計額について、ゼロのところにマーカーをつけて資料記載のコメントとともに投稿しました。後日、投稿は削除されています。

この後、このツイッターへの投稿について、令和4年第1回定例会3月議会の本会議にて議員から質問があり、これに対し市長は、自ら当該企業の税の納付情報についての資料作成を指示し、ツイッターへ投稿した事実を認めています。投稿の際、相手方からの許可は得ていないとのことでした。

市長としては、自身の仕事の透明性の確保や、工場緑地について考える際に企業の明石市への貢献度などについても情報提供すべきとの考えから、ツイートを行ったと説明しており、ツイッターに投稿する内容については、国民の知る権利、その目的の公益性等を総合的に判断すべきとの考えを示しています。

また、市長は、市内の各事業所の税金の納付や滞納状況を当然認識すべき立場であるため、今回に限らず、全体的にしっかりと税の状況を確認する立場であり、様々な形で資料作成を依頼し、そういった書類を確認しているとのことでした。

本件は、地方税法第22条に抵触するのではないかと議員からの指摘に対しては、市長は、違法性はないとの認識を示しました。そのうえで、税の情報というのは大変慎重な取扱いを要するテーマであり、そういった指摘も受けたため、ツイートを削除した。以後、気をつけたいとのことでした。

なお、徴税吏員とは、地方税法において市長またはその委任を受けた吏員と規定されており、明石市においては、市長及び税務室に所属する正規職員等が徴税吏員に該当するとの説明が総務局長よりありました。

また、同議会の総務常任委員会においては、副市長と総務局長より、今回の税情

報については、責任と権限がある市長という立場で、御自身の判断の下に、ツイッター上で公開されたと認識しており、今後の対応についても、市長自身が適切に対応されるものと考えているとの説明がありました。

なお、市長のツイッターについては、資料にお示ししているとおおり、明石市ホームページに埋め込まれていたことも判明しています。現在は削除されていますが、本件の企業の税情報が市長ツイッターに掲載された当時、税情報は、市の公式ホームページから閲覧できる状況であったこととなります。

以上が本件について現時点で明らかになっている事実です。

本件について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長 委員各位におかれましては、資料のとおり確認したということをご確認願います。

次に、本件調査に関しまして、千住委員より資料の提供の申し出がありました。

当該委員から説明をいただきたいと思えます。

千住委員。

○千住啓介委員 それでは、私から資料提供させていただいた資料につきまして、簡単に説明をさせていただきます。この特別委員会におきまして委員の皆さんとしっかり情報を共有したく、資料を提供する次第であります。今回のこの資料、皆さんのお手元にあるかと思えます。この資料は、私が3月議会で一般質問を行い、市長の守秘義務違反の疑いが明らかになり、その根本となったA社の税情報が記載された資料がどのようなものであったのか確認が必要であったため、2022年3月11日付で公文書公開請求を行い、3月25日に得た資料であります。

その内容は、令和元年度から令和3年度の約3年間において市長及び政策部からの指示のもと作成した法人・個人の課税額の資料等であります。詳細は、見ていただければわかると思えますが、まずは、市長がツイッターで公開した、いわゆるA社の税情報が記載されているもの、そして、その続きと思われるA社の固定資産税と都市計画税が記載されている資料、そして驚愕したのが、多くの他の企業の税情報も調べていたことがわかりました。工場立地法対象工場44社の税額が記載されている資料、そしてまた、5つの企業と思われる税情報が載っている資料と、そのほかであります。他社も調べていたのかと驚きますが、市が賦課徴収において知り得た情報は、税に関する事務だけに使用しなければならないはずと認識しておりますが、なぜ市長室が取り寄せていたのか疑問が残ります。今回

の資料は、公開が困難でありますので、公文書の一部を公開しない部分としては、法人の名称、土地の地積及び家屋の床面積、法人の税額、税収に係る試算資料であり、当然ながら黒塗りばかりであります。このように黒塗りになっております。

泉房穂明石市長名で、公印を押された公文書部分公開決定通知書にも、公開しないこととする理由が以下のとおり記載されております。公開しないこととする理由、1、法人の名称、土地の地積及び家屋の床面積、税目の名称と併せて法人の名称等が公になることにより、市が特定の目的で当該法人の税額を調査しているとして、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は当該法人に不利益を及ぼすおそれがあることから、明石市情報公開条例第11条第5号に該当するため。2、法人の税額、地方税法の規定により公にすることができない情報であることから、明石市情報公開条例第11条第4号に該当するため。3、税収に係る試算資料、不確実な試算を含む報告に関する情報であって、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、明石市情報公開条例第11条第5号に該当するため、との3つの理由から市長自身も公開はできないとっておりますので、今回の税情報の漏えいは守秘義務違反であることは明確であると言えるのではないのでしょうか。

以上をもちまして、今回提供した資料の説明といたします。

○林健太委員長　ただいま説明のありましたとおり、公文書公開請求に基づき提出された、市が市長及び政策部からの指示のもと作成した法人・個人市民税の課税額の資料について、本日、委員各位のお手元に配付しておりますので、さきほどの資料とあわせて、本件調査に関する資料としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　それでは、先ほど確認いたしました事実関係とあわせて、ご確認をお願いいたします。

次に移ります。

三好委員から、記録の提出要求について申し出を受けております。

当該委員から説明をいただきたいと思っております。

三好委員。

○三好宏委員　記録の提出の要求をいたしたいと思っております。

3月4日本会議で、千住議員の質問によって明らかになった本件税情報を泉市長がツイッターに掲載する契機となった、この資料が使用されたとする令和4年2月7日の泉市長と市内企業A社との面談記録（メモ、会議録、音声等）を、何の

目的でこの税情報が必要であったのか、後日2月12日にツイッターへ掲載された背景、経緯を知るためにも必要であると判断いたしましたので、この資料の提出を要求いたします。ご協議いただきたいと思います。

- 林健太委員長　ただいま申し出がありましたとおり、記録の提出を市長に要求することにつきまして、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、申し出のとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、本件の税情報をツイッターに掲載する契機となった令和4年2月7日の市長と市内企業との面談記録の提出を市長に求めることを決定いたします。

なお、記録の提出期限につきましては、令和4年5月2日までといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 林健太委員長　それでは、そのように議長に申し出ることといたします。

次に移ります。

本件調査を行うにあたって、次回委員会にて証人喚問を行う対象者について、協議したいと思います。

証人喚問を行う者について、ご意見等はございませんか。

千住委員。

- 千住啓介委員　私の方から、証人について出頭要求をしたいと思います。

本件の調査にあたっては、徴税吏員の守秘義務や市の税情報の管理体制など、税情報の取扱いについて確認する必要があるため、佐々木税務室長に来ていただきたく思います。

また、市長ツイッターへ税情報が掲載されることになった経緯について確認する必要があるため、当時の政策部長兼市長室長であった高橋政策局長にも、それぞれ証人として本委員会に出頭を求めたく思います。

以上です。

- 林健太委員長　ほかに、ございませんか。

三好委員。

- 三好宏委員　2月12日、市長のツイッターに税情報が掲載されたわけですが、4月7日本会議答弁にて、その私的な泉市長のツイッター及び泉房穂後援会オフィシャルサイトが明石市公式ホームページからも閲覧できたことが明らかになっています。これは、本来、私的なものであるはずのものが、明石市民にとっては、

明石市の公式コメントとして受け止められてもおかしくない、極めて問題のあるものであります。また、明石市公式ホームページからこの税情報が流出した可能性もあるため、明石市公式ホームページへの泉市長ツイッター掲載の経緯について確認するため、吉田広報部長及び高橋元政策部長兼市長室長を証人として出頭いただくことを提案いたします。

以上です。

○林健太委員長　それでは、委員の皆様にお伺いいたします。

ただいまご意見がありましたとおり、本件調査にあたって徴税吏員の守秘義務、また、市の税情報の管理体制など、税情報の取扱いについて確認するため、佐々木税務室長に、また、明石市公式ホームページへの市長ツイッターの掲載にかかる経緯の確認をするため、吉田広報部長及び高橋元政策部長兼市長室長に、さらに、今回のツイッターへの税情報掲載に至った経緯及び企業の税情報にかかる資料作成の経緯を確認するため、高橋元政策部長兼市長室長に次回委員会にて証人として出頭いただき、証言を求めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　では、次回委員会にて、これら3名に証人として証言を求めらることに決定しました。

それぞれの証人の尋問に要する時間につきましては、1時間から2時間程度としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　では、そのように決定させていただきます。

次に、これら証人に出頭いただく日時ですが、佐々木税務室長には、4月28日の午前10時、吉田広報部長については、同日午後1時、高橋元政策部長兼市長室長については、同日午後3時、場所は、本会議場としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　それでは、以上、決定した内容をもちまして、議長へ証人の出頭要求を行うことといたします。

以上をもちまして、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年4月28日の午前10時から開会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時19分　閉会

以上は、本委員会の記録であることを証するため、明石市議会委員会条例第20条の規定により押印する。

地方税法上の守秘義務調査特別委員会
委員長 林 健 太